

平成23年度

保育所(園)新規入所者を受け付けます!

平成23年4月以降に保育所(園)へ入所を希望される児童の申込を受け付けます。

なお、継続入所の児童には、後日、各保育所(園)を通じて家庭状況調査書等の関係書類を送付します。

入所(園)基準

入所(園)できる児童は、その保護者が次のいずれかに該当する場合です。(親以外で児童の保育ができる場合は除く)

- ① 家庭の外で仕事をしている。
- ② 家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている(父親がその仕事をしていて、従業員のいる家庭は除く)
- ③ 妊娠中、または出産後で保育できない。
- ④ 病気、負傷、または心身に障害がある。
- ⑤ 家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、その介護にあたっている。
- ⑥ 火災や風水害、地震など



により、家屋を失ったり破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない。

※入所(園)希望児童が定員を上回る場合や、小学校入学前の児童が2名以上いる家庭で、1名だけの入所を希望する場合は、入所(園)できないことがあります。

受付期間	12月3日(金)~17日(金)
申込用紙配布場所	福祉課社会福祉班 町内各保育所(園) 健康管理課(健康づくりセンター「プラム」)
申込用紙提出場所	福祉課社会福祉班 町内各保育所(園)

◆問い合わせ

福祉課社会福祉班
☎(84)1257

子ども医療費助成受給券をお持ちですか?

12月1日から、従来の「乳幼児医療費助成事業」の対象が小学校就学前から小学校3年生までに拡大され、名称が「子ども医療費助成事業」に変わりました。

子ども医療費助成事業とは
0歳から小学校3年生までの児童が医療機関に受診する際、健康保険証と「子ども医療費助成受給券」を提示することで、保険適用の医療費が無料になります。

小学校就学前児
11月下旬に受給券を送付しましたので確認し、差換えをしてください。

助成対象児 0歳から小学校3年生まで
小学校1年生から3年生(平成13年4月2日~平成16年4月1日生まれ)

申請書を送付しましたので、健康管理課で申請し、受給券の交付を受けてください。ただし、12月1日以降に申請した場合は、申請日からの助成となりますので早急に申請してください。

※小学校1年生から3年生の12月1日以前にかかった医療費と、小学校4年生から6年生の医療費は、福祉課で償還払いによる助成となります。

必要書類 健康保険証、印鑑、転入の方は前住所地の住民税課税または非課税証明書

健康保険証、印鑑、転入の方は前住所地の住民税課税または非課税証明書

◆問い合わせ

健康管理課総務班
☎(82)3400